

## 新潟市総合教育会議の傍聴に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、新潟市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### 2 傍聴手続

会議の傍聴の受付は、会議当日の会場において、先着順で行う。ただし、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

### 3 傍聴を受け付けない場合

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

### 4 遵守事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- (2) 会場において、飲食及び喫煙はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 事務局の指示に従うこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

### 5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、遵守事項を守らない場合は、市長は、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずる。

6 会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月27日から施行する。